

10月の無料相談

※祝日は除きます

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日 13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日 8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	8日(水) 13:00~15:00		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	16日(木) 13:00~16:00		遺言書・相続・贈与などに関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	10日(金) 13:00~16:00	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-226-3296)	
土地家屋調査士相談	1日(水) 13:00~15:00	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
税務相談	9日(木)、14日・21日(火) 13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	水・金曜日 13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日 9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日 8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日 9:00~17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日 9:30~16:30	療育支援センター(ほか) (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~日曜日 10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階) (☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日 9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日(水曜日は弁護士相談) 9:00~16:45(13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日 8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	2日・16日(木) 15:00~16:30	まちなか交流ステーション“ほっとOne” (☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)	
生活相談	毎週水曜日 13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
ひきこもり専門相談	21日(火) 10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談	17日(金) 14:00~16:00		精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日 11:00~15:40	男女共同参画センター(ウララ2 6階) (☎827-1107) 月曜休館	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
		11日(土) 10:00~15:00		
	法律相談	23日(木) 13:30~15:30		法律が関係する困りごと(女性弁護士) ※予約制
	一般相談(外国人相談を含む)	10日・24日(金) 13:00~16:00		仕事、夫婦、家族など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制
DVヘルプライン(電話相談)	16日(木) 13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力など、女性のさまざまな悩みごと	

「要らないのなら譲ってほしい！」 と言われたら、どうしますか？

消費生活センターから
☎823-3928

《事例》

A社から、「今度この地域に出店する。工事で車の出入りがあり迷惑をかけるかもしれない。」と工事のあいさつのような電話があった。その後B社から「そちらの地域に店を出すA社の社債を買う権利があなたにある。要らないのであれば権利を譲って欲しい。」と電話があった。了承してしまったが心配になった。大丈夫だろうか。

《アドバイス》

劇場型の投資詐欺の電話と思われる。もちろんA社とB社は共謀しています。今後はどちらの電話にも出さず、一切関わらないようにと助言しました。

この後の展開としては、B社から「あなたの権利なのであなたの名前でしか申し込みない。お金はこちらで支払うので心配いらないからA社に申し込んで欲しい。」などと頼まれ、申し込みをすると、A社から、申込名義と

お金を振り込んだ名義が違うので、金融庁が問題にして口座が凍結された。名義貸しは犯罪だ。あなた名義の申し込みなのであなたが支払わないと罪になる。」などと言われます。怖くなってお金を送ってしまったという事例もあります。

初めに、社債を買う権利がある選ばれし人であると優越感を持たせ、要らないものであれば譲ってあげてもよいと思わせる。次に、お金を出さなくても良いと安心させ、代わりに申し込んであげてもよいだろうと思わせる。そして最後に犯罪だと脅しお金を奪い取る詐欺の手口です。契約とは関係のないあいさつやお願いのように思える電話でも、警戒心を緩めず、不要な電話はすぐに切る習慣をつけましょう。やさしく丁寧な話し方でも要注意です。詐欺は手を替え品を替えあなたを狙っています。